

運営協議会 議事要旨

令和5年度 第1回 静岡市自家用有償旅客運送運営協議会

1	日 時	令和5年7月21日（金）10:00～10:50	
2	場 所	静岡市役所静岡庁舎 新館9階 特別会議室	
3	出席者	静岡市社会福祉協議会 常務理事 静岡市都市局都市計画部 交通政策・MaaS担当部長 静岡市自治会連合会 副会長 静岡市自治会連合会 副会長 静岡市障害者協会 事務部長兼主幹 静岡市老人クラブ連合会 会長 静岡市清水地区ボランティア連絡会 しずてつジャストライン株式会社 運行企画部 地域交通課長 ジャストライン労働組合 執行委員長 静岡県タクシー協会 静岡支部 支部長 静岡県タクシー協会 清水支部 支部長 国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局 運輸企画専門官 静岡県 交通基盤部 都市局地域交通課 主任 静岡市保健福祉長寿局 局理事兼次長兼健康福祉部長 静岡市自治会連合会 副会長	小幡 剛弘（会長） 松浦 正裕（副会長） 山本 雅司 櫻田 芳宏 山本 佳昭 遠藤 日出夫 小川 知子 森田 淳 山田 裕一 根来 晃司 上野 浩安 澤尻 翔太（代理） 山本 あす香（代理） 池田 陽平 中村 満（欠席）
	事務局	静岡市 交通政策課 静岡市 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 静岡市 福祉総務課	望月課長 鈴木係長 山本主査 市川主任技師 漆畑主任主事 望月主任主事 漆畑主査

静岡市	障害者支援推進課	磯部主査
静岡市	高齢者福祉課	海野課長補佐兼係長
静岡市	介護保険課	中西主任主事
静岡市	精神保健福祉課	高田主事

- 4 議事内容
- ① 開会
 - ② 会長及び副会長の選出
 - ③ 自家用有償旅客運送の説明
 - ④ 協議事項
 - ⑤ 報告事項
 - ⑥ 閉会
- 5 配布資料
- ① 次第
 - ② 委員名簿
 - ③ 座席表
 - ④ 資料 1～6、参考資料 1～3
- 6 会議記録

○**開会【事務局】** 交通政策課：鈴木係長

- ・ 配布資料の確認
- ・ 当協議会の目的について、参考資料 1 により説明
- ・ 会議の成立報告⇒15名の委員のうち、14名の出席（代理2名）
（静岡市附属機関条例：第7条第2項）
- ・ 委嘱状の交付

○**会長・副会長の選出【事務局】** 交通政策課：鈴木係長

- ・ 会長及び副会長の選出（静岡市附属機関条例：第6条第1項）
 会長：静岡市社会福祉協議会 常務理事 小幡 剛弘 様
 副会長：静岡市都市局都市計画部 交通政策・MaaS担当部長 松浦 正裕 様
- ・ 出席委員全員の承認により、決定

○**自家用有償旅客運送の説明【澤尻委員代理】**

資料 1 により、自家用有償旅客運送について説明

【遠藤委員】

自家用有償旅客運送について、理解できました。

ところで、高齢化社会において、共生社会を目標として共助の観点から取組む中、高齢者の足の確保が課題です。例えば、向こう三軒両隣のグループを作り、その中で買物や病院への移動を実施する場合において、300円～500円を頂くことは法に抵触すると思われます。

高齢者の足の確保に向けて、今後どのように考えていくべきか、ご教示願います。

【澤尻委員代理】

令和2年、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」という通達を発出しています。国交省ではこの通達に基づき、許可又は登録が必要かどうかを判断しています。

ご不明な点や法的に疑義がある場合、相談していただければと思います。

【遠藤委員】

わかりました。

○署名人の決定

【小幡会長】

署名人は、「しずてつジャストライン株式会社 森田委員」にお願いします。

【森田委員】

了解しました。

署名人は、「しずてつジャストライン株式会社 森田委員」で承認された。

議題1：福祉有償運送事業の有効期間の更新について

(申請者) 認定 NPO 法人 生き生きネットワーク

【小幡会長】

議題1、福祉有償運送事業の更新登録について、ご協議いただきます。

なお、協議の進め方について、まず申請者が説明し、次に質疑応答を行います。その後、申請者は退場し、改めて委員のみにて協議する流れになります。

では、「認定 NPO 法人 活き生きネットワーク」様、説明をお願いします。

【申請者】 認定 NPO 法人 活き生きネットワーク：森藤氏

福祉有償運送の更新登録申請にあたり、協議をお願いします。（資料 2 参照）

～主な説明内容～

○法人概要

設立年月：1999 年 4 月（2016 年：認定 NPO 法人取得）

所在地：静岡市葵区安東 1 丁目 23 番 12 号

○福祉有償運送

会員数：37 人

運転者数：21 人（うち 二種免許所持 2 人・講習受講者 19 人）

車両数：6 台（車いす車 3 台・兼用車 1 台・セダン 2 台）

運転対価：小型車 走行 1 km 毎に 50 円

大型車 走行 1 km 毎に 100 円

加入保険：対人・対物：無制限

無保険車：無制限

人身傷害（1 名につき）：5,000 万円

○直近 3 か年の利用実績

利用人数及び収入について説明

○道路運送法施行規則の改正に伴う対応

特定事務所に該当することから、運行管理責任者は運行管理に関する講習を定期的に受講するなど、対応していることを説明

【小幡会長】

続きまして、所管課から補足説明をお願いします。

【事務局】 介護保険課：中西主任主事

運行管理に関する講習は、年 1 回受講していることを補足します。

【小幡会長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【山本委員】

利用料金に関する質問です。令和2年度から令和4年度にかけて、利用人数が増加していますが、収入は減少しています。理由は、近距離移動の利用者が増えたことによるものでしょうか。

【申請者】 認定 NPO 法人 生き生きネットワーク：森藤氏

はい。

【上野委員】

バス・タクシー事業では、運行管理に関する講習及び整備管理に関する講習を受講します。自家用有償旅客運送において、車両整備に関して問題はありませんか。

【申請者】 認定 NPO 法人 生き生きネットワーク：森藤氏

整備管理について、福岡自動車へ委託しています。

【上野委員】

バス・タクシー事業では、整備管理の外部委託は原則禁止されているため、自社で整備管理の責任者を選任しなければなりません。

自家用有償旅客運送における特定事務所において、車両整備管理は関係ないのでしょうか。

【沢尻委員代理】

自家用有償旅客運送において、車両整備管理者の選任義務は設けられていません。したがって、整備管理の責任者を立てていただければ良いです。また、整備管理に関する委託を実施することも可能です。

【上野委員】

理解しました。

【小幡会長】

利用者はどのような場面で送迎を必要とし、福祉有償運送が役立っているのか、現状について教えてください。

また、事故を防止するための取組みについて教えてください。

【申請者】 認定 NPO 法人 生き生きネットワーク：森藤氏

必要とする場面は、通院、事業所等への通所及び余暇活動になります。

事故防止の取組みについて、1年に1回、私が運行管理の研修会へ参加し、事故事例や警察からの注意喚起に関する情報を事務所内で共有しています。

また、運転者の講習について、1年に1回、事務所内で実施し、事故防止に取り組んでいます。

なお、今まで、事故は発生していません。

【小幡会長】

それでは、申請者からの説明は終了します。なお、本協議結果につきましては、後日事務局から連絡します。では、申請者をご退場ください。

～申請者退場～

【小幡会長】

ただいま、申請者から説明していただきましたが、本件について、何かご意見等がありますか。

～意見なし～

それでは、「認定 NPO 法人 生き生きネットワーク」の更新登録について、承認という事でよろしいでしょうか。

【各委員】

全員承認

「認定 NPO 法人 生き生きネットワーク」の更新登録について、協議会の承認を得た。

議題 2：福祉有償運送事業の会員の新規加入等の変更について、軽微な変更事項につ

いて

【小幡会長】

次に議題 2 について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】福祉総務課：漆畑主査

議題 2 の「福祉有償運送事業の会員の新規加入等の変更について、軽微な変更事項について」、事務局から一括して、報告内容を説明させていただきます。

(NPO 法人 清水障害者サポートセンターそら) 資料 3 参照

・使用車両の数の変更

前回の運営協議会時では 13 台だったところ、持込車両（セダン等）1 台の減少により、12 台へ変更した。

・道路運送法施行規則の改正に伴う対応

特定事務所に該当することから、運行管理に関する講習を定期的に受講予定であることなどを確認した。

(社会福祉法人 玉柏会) 資料 4 参照

・運送しようとする人の数の変更

前回の運営協議会時では 103 名だったところ、療育手帳を有するもの 1 名の入会・2 名の退会があり、102 名となった。また、入会の 1 名については、事業者から提出された旅客名簿を会員の基準と照合し、問題がないと判断した。

(社会福祉法人 静岡手をつなぐ育成の会) 資料 5 参照

・前回の運営協議会時から登録内容に変更なし

【事務局】交通政策課：山本主査

NPO 法人 フロンティア清沢による交通空白地有償運送について報告いたします。

(NPO 法人 フロンティア清沢) 資料 6 参照

・前回の運営協議会時から登録内容に変更なし

以上、報告といたします。

【小幡会長】

ただいまの、説明について、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【沢尻委員代理】

「社会福祉法人 静岡手をつなぐ育成の会」について、令和5年5月、軽微な事項に該当する事務所の追加及び車両の追加があり、変更届出書が提出されています。

報告漏れと思われまますので、事業者へ確認をお願いします。

【小幡会長】

事務局は事業者へ確認をお願いします。

【事務局】 福祉総務課：漆畑主査

承知しました。

【小幡会長】

他に、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

～意見なし～

それでは、本日の議事は以上となります。ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 交通政策課：鈴木係長

小幡会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、ご協議ありがとうございました。

「認定 NPO 法人 生き生きネットワーク」様へは、本協議会の承認通知を後日お送りし、その書面と合わせて、運輸支局への手続きを行っていただきます。

なお、参考資料3「自家用有償旅客運送事業者一覧」について、本日ご説明しました、福祉有償運送事業及び交通空白地有償運送事業の内容をまとめた資料になります。ご確認をお願いいたします。

その他、会議全体を通じて、ご意見などありますでしょうか。

【松浦副会長】

資料1「自家用有償旅客運送について」8～9頁目のとおり、まだ正式決定ではないのですが、制度改正の動向をご紹介いただきました。

資料1、9頁目の自家用有償旅客運送に係る更新登録手続きの簡素化が図られていくに伴い、当協議会における「静岡市自家用有償旅客運送運営協議会の運営等に関する規程」を改正し、書面決議など簡素化に向けて取組みたいと思います。

現在、交通分野では、様々な規制緩和や制度が設けられており、また資料1、8頁目記載のとおり、運送の対価の見直しが図られていくところです。バス・タクシーなどを利用する側も大変な状況ですが、運転手不足など交通事業者側も大変な状況です。委員の皆さまの意見を伺いながら、施策を改善改良していきたいと思います。

今後ともよろしく願いいたします。

○事務連絡・閉会 【事務局】交通政策課：鈴木係長

委員の皆様、ありがとうございました。それでは、本日の会議は閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

以上

署 名 会長 _____

委員 _____